



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年8月11日金曜日 第1785号

◇ 目 次 ◇
告 示

町の区域の新設..... 693

町の区域の変更..... 698

落札者等の告示..... 701

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 701

新たな土地改良事業の施行の認可..... 701

漁業の免許..... 701

漁業免許の内容等の公示..... 702

特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧..... 705

道路の区域変更（県道八倉松前線）..... 705

道路の供用開始（県道松山伊予線外）..... 706

道路の供用開始（県道松山北条線）..... 706

都市計画の決定案の縦覧..... 706

開発行為に関する工事の完了..... 706

道路の位置の指定（5件）..... 707

公 告

ロータリースクリーンコーターの購入について..... 707

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新居浜市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成18年10月1日から効力を生ずる。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別表

新町の名称	新 町 の 区 域
<p>くつきいちじょうめ 楠崎一丁目</p>	<p>郷甲1986の1の西側筆界線、郷甲1890の1、甲1890の2、甲1893の2、甲1900の2、甲1901から甲1903まで、甲1908の1及び甲1908の3に隣接する道路である市有地の北側線、郷甲1883の3の東側筆界線、郷甲1883の3、甲1883の1及び甲1883の28に隣接する道路である市有地の南側線、郷甲1883の4の東側筆界線、郷甲1912の3の西側筆界線、市道松神子切抜線の北側線、柳川の東側線、郷甲2141の2の北側筆界線、郷甲2142の北側筆界線、本川の東側線、市道柳川東筋線の東側線、市道楠崎白浜線の北側線、郷甲2330の10の東側筆界線、郷甲2230の19の東側筆界線、郷甲2230の23の東側筆界線並びにJ R 予讃線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>くつきにじょうめ 楠崎二丁目</p>	<p>郷乙270の64の西側筆界線、郷乙270の12の西側筆界線、郷乙270の10の西側筆界線、郷乙270の8の西側筆界線、郷乙267の5の南側筆界線、郷乙267の14の南側筆界線、郷乙267の15の西側筆界線、郷乙267の14の北側筆界線、郷甲1986の2の西側筆界線、郷甲1986の3の西側筆界線、J R 予讃線の北側線、郷甲2230の19の東側筆界線、郷甲2230の23の東側筆界線、郷甲2230の10の東側筆界線、郷甲2283の北側筆界線、郷甲2283の東側筆界線、郷甲2230の1の筆界線のうち郷甲2230の17、甲2230の33、甲2230の35、甲2230の36及び甲2230の48に接する筆界線、郷甲2230の33の西側筆界線、郷甲2230の32の西側筆界線、郷甲2230の32の南側筆界線、郷甲2230の34の南側筆界線、郷甲2230の35の西側筆界線、郷甲2230の35から甲2230の40までの南側筆界線、郷甲2230の27の西側筆界線、郷甲2230の27の南側筆界線、郷甲2230の5の南側筆界線、郷甲2268の4の東側筆界線、郷甲2267の1の東側筆界線、郷甲2267の2の東側筆界線、郷甲2267の4の東側筆界線、郷甲2266の1の東側筆界線、郷甲2254の2の東側筆界線、郷甲2255の2の東側筆界線、郷甲2256の東側筆界線、郷甲2258の東側筆界線、郷甲2260の東側筆界線、郷甲2262の東側筆界線、郷甲2265の東側筆界線、郷甲2265の西側筆界線、郷甲2257の8の南側筆界線、本川の西側線、郷甲2209の2に隣接する道路である市有地の南側線、郷甲2210の2に隣接する道路である市有地に隣接する水路である市有地の東側線、郷甲2210の2の西側筆界線、郷甲2210の4の西側筆界線、郷甲2210の5の西側筆界線、郷甲2210の1の西側筆界線、郷甲2209の3の西側筆界線、郷甲2209の3の北側筆界線、郷甲2206の西側筆界線、郷乙292の2の南側筆界線、郷乙292の26の東側筆界線、郷乙292の26の南側筆界線、郷乙292の3の南側筆界線、郷甲2090の1の東側筆界線、郷甲2071の東側筆界線、郷甲2071に隣接する道路である市有地の東側線、郷乙286の1の北側筆界線、郷乙286の1の東側筆界線、郷乙284の3の東側筆界線、郷乙284の4の東側筆界線、郷乙284の7の北側筆界線、郷乙284の7の東側筆界線、郷乙284の7の南側筆界線、郷乙284の6の南側筆界線、郷乙284の6の西側筆界線、郷乙284の5の西側筆界線、郷甲2073の南側筆界線、郷甲2069の1の南側筆界線、郷甲2069の2の南側筆界線、郷甲2069の1及び甲2069の2に隣接する水路である市有地の西側線、郷甲2075の2の東側筆界線、郷甲2076の東側筆界線、郷甲2076に隣接する道路である市有地の南側線、郷乙282の東側筆界線、郷乙282の南側筆界線、郷乙282の西側筆界線、郷甲2074の北側筆界線、楠崎川の西側線、郷乙281の6の南側筆界線、郷乙281の5の南側筆界線、郷乙281の5の西側筆界線、郷乙281の7の西側筆界線、郷乙281の7の北側筆界線、郷乙279の1の西側筆界線、郷乙278の1の南側筆界線、郷乙278の1の東側筆界線、郷乙277の1の東側筆界線、郷乙277の2の東側筆界線、郷甲2014の東側筆界線、郷乙275の21の東側筆界線、郷乙275の21の南側筆界線、郷甲2013の1の南側筆界線、郷甲2013の1に隣接する道路である市有地の西側線、郷甲2013の2の南側筆界線、郷乙275の2に隣接する道路である市有地の南側線、郷乙275の2の南側筆界線、郷乙270の6の南側線、郷乙270の64に隣接する道路である市有地の東側線、郷乙270の64に隣接する道路である市有地の南側線並びに郷乙270の64の南側筆界線で囲まれた区域</p>
<p>またのさんじょうめ 又野三丁目</p>	<p>又野川の東側線、市道松神子切抜線の北側線、郷甲1883の4の東側筆界線、郷甲1883の1及び甲1883の28に隣接する道路である市有地の南側線、郷甲1883の3の東側筆界線、郷甲1908の1、甲1908の3、甲1890の2、甲1890の1、甲1901から甲1903まで、甲1900の2及び甲1893の2に隣接する道路である市有地の北側線、郷甲1842の5の東側筆界線、郷甲1842の12の東側筆界線、郷甲1842の16の東側筆界線、郷甲1842の15の南側筆界線、郷甲1842の6の東側筆界線、郷甲1842の6の南側筆界線、郷甲1842の8の西側筆界線、郷甲1842の4の北側筆界線、郷甲1842の10の北側筆界線、郷甲1842の10の西側筆界線、郷甲1842の7の南側筆界線、郷甲1872の東側筆界線、郷甲1871の東側筆界線、郷甲1866の東側筆界線、郷甲1865の東側筆界線、郷甲1865の南側筆界線、郷甲1865の西側筆界線、郷甲1854の1の南側筆界線、郷甲1852の南側筆界線、郷甲1852の西側筆界線、郷甲1849の西側筆界線、郷甲1847の西側筆界線、郷甲1846の西側筆界線、郷甲1845の1の南側筆界線、郷乙260の1の北側筆界線、郷甲1845の3の南側筆界線、郷甲1845の3の西側筆界線、郷甲1845の2の西側筆界線、郷甲1845の2の北側筆界線、郷甲1845の1に隣接する道路である市有地の西側線、郷甲1844の1の南側筆界線、郷甲1844の3の南側筆界線、郷甲1844の1の西側筆界線、郷甲1844の3の西側筆界線、郷甲1842の1の南側筆界線、郷乙252の1の南側筆界線、郷乙249の南側筆界線、郷乙244の北側筆界線、郷甲1810の東側筆界線、郷甲1809の1の東側筆界線、郷甲1809の2の東側筆界線、郷甲1799の2の東側筆界線、郷甲1799の1の南側筆界線、郷乙238の北側筆界線、郷甲1795の東側筆界線、郷甲1795の南側筆界線、郷甲1788の1の西側筆界線、郷甲1788の2の西側筆界線、郷甲1785の西側筆界線、郷甲1781の西側筆界線、郷甲1779の西側筆界線、郷乙234の1の西側筆界線、郷乙233の1の西側筆界線、郷甲1777の1の南側筆界線並びに郷甲1777の2の南側筆界線で囲まれた区域</p>
<p>たきはまいちじょうめ 多喜浜一丁目</p>	<p>又野川の東側線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、柳川の東側線及び市道松神子切抜線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>たきはまにじょうめ 多喜浜二丁目</p>	<p>又野川の東側線、多喜浜609に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の北側線、多喜浜610の2に隣接する道路である市有地の東側線、多喜浜610の2の北側筆界線、多喜浜610の1の北側筆界線、多喜浜610の1の東側筆界線、多喜浜610の1の南側筆界線、多喜浜610の2の南側筆界線、臨港道路垣生線の西側線及び主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>たきはまさんじょうめ 多喜浜三丁目</p>	<p>臨港道路垣生線の西側線、多喜浜616に隣接する道路である市有地の北側線、多喜浜617の1の西側筆界線、多喜浜610の1の北側筆界線、多喜浜610の2の北側筆界線、多喜浜610の2に隣接する道路である市有地の東側線、多喜浜610の3の西側筆界線、多喜浜610の3の北側筆界線、多喜浜610の3の東側筆界線、多喜浜627及び628に隣接する道路である国有地に隣接する道路である国有地の北側線、多喜浜650の5の北側筆界線、柳川の東側線並びに主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>たきはまよんじょうめ 多喜浜四丁目</p>	<p>郷甲2230の5の南側筆界線、郷甲2230の27の南側筆界線、郷甲2230の27の西側筆界線、郷甲2230の35から甲2230の40までの南側筆界線、郷甲2230の35の西側筆界線、郷甲2230の34の南側筆界線、郷甲2230の32の南側筆界線、郷甲2230の32の西側筆界線、郷甲2230の33の西側筆界線、郷甲2230の33の北側筆界線、郷甲2230の35の北側筆界線、郷甲2230の36の北側筆界線、郷甲2230の48の筆界線のうち郷甲2230の1に接する筆界線、郷甲2230の17の西側筆界線、郷甲2230の13の西側筆界線、郷甲2230の11の西側筆界線、郷甲2230の20の西側筆界線、市道楠崎白浜線の北側線、市道柳川東筋線の西側線、市道松神子切抜線の北側線、本川の東側線、柳川の東側線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、白浜川の東側線、東白浜川の東側線、郷甲2342の2の南側筆界線、郷甲2341の3の南側筆界線、郷甲2340の2の南側筆界線、郷甲2345の4の南側筆界線、郷甲2338の5の南側筆界線、郷甲2310の2に隣接する道路である市有地の東側線、郷甲2310の2の南側筆界線、郷甲2310の2の西側筆界線、郷甲2311の1の西側筆界線、郷甲2311の3の西側筆界線、郷甲2311の4の西側筆界線、郷甲2304の2から甲2304の4までの南側筆界線、郷乙319の1の東側筆界線、郷乙319の7の東側筆界線、郷乙320の2の東側筆界線、郷乙319の1の南側筆界線、郷乙319の7の南側筆界線、郷乙320の2の南側筆界線、郷乙320の4から乙320の7までの南側筆界線、郷甲2296の1の東側筆界線、郷甲2298の東側筆界線、郷甲2298の南側筆界線、郷甲2298の西側筆界線、郷乙319の2の南側筆界線、郷乙319の4の南側筆界線、郷乙319の4の西側筆界線、郷乙319の3の南側筆界線、郷乙319の6の南側筆界線、郷乙318の3の東側筆界線、郷乙318の3の南側筆界線、郷甲2286の東側筆界線、郷甲2287の東側筆界線、郷甲2287の南側筆界線、郷甲2287の西側筆界線、郷甲2286の西側筆界線、郷乙318の2の南側筆界線、郷乙318の2の西側筆界線、郷乙316の9の東側筆界線、郷乙316の7の東側筆界線、郷乙316の8の東側筆界線、郷乙317の8の東側筆界線、郷乙317の南側筆界線、郷乙317の西側筆界線、郷甲2270の2の南側筆界線、郷甲2270の2の西側筆界線、郷甲2270の3の南側筆界線、郷甲2270の3の西側筆界線、郷甲2270の4の西側筆界線、郷乙316の6の東側筆界線、郷乙316の6の南側筆界線及び郷乙316の6に隣接する道路である市有地の西側線で囲まれた区域</p>
<p>たきはまごじょうめ 多喜浜五丁目</p>	<p>東白浜川の東側線、白浜川の東側線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、市道東港東浜筋線の東側線、市道東浜阿島線の西側線、阿島甲50の1から甲50の4までの東側筆界線、阿島甲44の3の東側筆界線、阿島甲45の1の東側筆界線、阿島甲44の6の東側筆界線、阿島甲44の4の東側筆界線、阿島甲44の8の東側筆界線、阿島乙212の4の東側筆界線、阿島乙212の7の東側筆界線、J R 予讃線の南側線、郷甲2353の2の東側筆界線、郷甲2354の東側筆界線及び郷甲2354の南側筆界線で囲まれた区域</p>

<p>たきはまろくちうめ 多喜浜六丁目</p>	<p>柳川の東側線、多喜浜152の11の北側筆界線、多喜浜76の64の北側筆界線、多喜浜76の4の北側筆界線、多喜浜76の66の北側筆界線、多喜浜76の67の北側筆界線、多喜浜76の67の東側筆界線、多喜浜76の88の北側筆界線、多喜浜76の68の北側筆界線、多喜浜76の69の北側筆界線、多喜浜76の3の北側筆界線、多喜浜76の70の北側筆界線、多喜浜76の71の北側筆界線、多喜浜76の86の北側筆界線、多喜浜76の45の北側筆界線、多喜浜76の73の北側筆界線、多喜浜76の3の北側筆界線、多喜浜76の74から76の76までの北側筆界線、多喜浜76の83の北側筆界線、多喜浜76の77の北側筆界線、多喜浜76の78の北側筆界線、多喜浜76の28の北側筆界線、多喜浜76の26の北側筆界線、市道東港東浜筋線の東側線及び主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>あしまいっしうめ 阿島一丁目</p>	<p>市道東港東浜筋線の東側線、黒島939の43の北側筆界線、黒島939の2に隣接する水路である市有地に隣接する道路である市有地の北側線、黒島939の39の西側筆界線、黒島939の39の北側筆界線、黒島939の39の東側筆界線、黒島939の172に隣接する水路である市有地に隣接する道路である市有地の北側線、黒島939の10、939の107、939の60及び939の111に隣接する道路である国有地に隣接する道路である国有地の北側線、阿島甲1019の2の東側筆界線、阿島甲704の4の東側筆界線、阿島甲704の1の東側筆界線並びに主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>あしまにっしうめ 阿島二丁目</p>	<p>市道東浜阿島線の西側線、市道東港東浜筋線の東側線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、阿島甲712の11の西側筆界線、阿島甲712の1の西側筆界線、阿島甲712の3の西側筆界線、阿島甲712の4の西側筆界線、阿島甲712の4の北側筆界線、阿島甲712の4の東側筆界線、阿島甲712の3の北側筆界線、阿島甲728の8の北側筆界線、阿島甲728の9の北側筆界線、阿島甲728の2の北側筆界線、阿島甲728の6の北側筆界線、阿島甲728の5の北側筆界線、阿島甲728の1の北側筆界線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、阿島乙124の3の東側筆界線、阿島乙124の4の東側筆界線、阿島乙124の2の東側筆界線、阿島乙124の2の南側筆界線、阿島乙124の2の西側筆界線、阿島乙124の1の西側筆界線、阿島乙123の6の南側筆界線、阿島乙123の6の西側筆界線、阿島乙125の2の南側筆界線、阿島乙125の4の東側筆界線、阿島甲729の4の東側筆界線、阿島甲729の3の東側筆界線、阿島甲729の2の東側筆界線、阿島甲729の1の東側筆界線、阿島甲729の1の南側筆界線、阿島甲729の1の西側筆界線、阿島甲729の2の西側筆界線、阿島甲729の3の西側筆界線、阿島甲729の4の西側筆界線、阿島乙125の3の南側筆界線、阿島乙126の13の南側筆界線、阿島乙126の1に隣接する水路である市有地の南側線、阿島乙126の1の西側筆界線、阿島乙126の2の南側筆界線、阿島乙127の1の東側筆界線、阿島乙127の4の東側筆界線、阿島乙127の4の南側筆界線、阿島乙127の1の南側筆界線、阿島甲723の4の南側筆界線、阿島甲723の2の東側筆界線、三ツ坑川の西側線、阿島甲721に隣接する水路である市有地の南側線、阿島甲721の南側筆界線、阿島乙130の5の東側筆界線、阿島甲716の9に隣接する道路である市有地の南側線、阿島甲714の2の南側線、阿島甲714の2及び甲716の10に隣接する道路である市有地に隣接する水路である市有地の西側線、阿島甲711の27の南側筆界線、阿島甲711の26の南側筆界線、阿島甲711の2の東側筆界線、阿島甲711の2の南側筆界線、阿島甲711の3の南側筆界線、阿島甲711の1の南側筆界線、阿島甲710の3の東側筆界線、阿島甲710の3の南側筆界線、阿島甲710の2の南側筆界線、阿島乙133の1の西側筆界線、阿島乙133の2の西側筆界線、阿島川の東側線、阿島甲597の1の北側筆界線、阿島甲597の3の北側筆界線、阿島甲597の3の東側筆界線、阿島乙136の6の東側筆界線、阿島乙136の6の南側筆界線、阿島甲597の7の南側筆界線と阿島甲598の7の南端を結ぶ線、阿島川の西側線並びに阿島甲159の2の北側筆界線の延長線で囲まれた区域</p>
<p>あしまさんしうめ 阿島三丁目</p>	<p>阿島乙211の9の北側筆界線、阿島甲46の3の北側筆界線、阿島甲46の7の北側筆界線、阿島甲46の6の北側筆界線、阿島甲46の1の北側筆界線、阿島甲49、甲90の2及び甲90の5に隣接する水路である市有地の北側線、市道東浜阿島線の西側線、阿島甲159の2の北側筆界線の延長線、阿島川の西側線、阿島甲598の7の南端と阿島甲597の7の南側筆界線を結ぶ線、阿島川の東側線、阿島甲593の2の北側筆界線、阿島甲594の北側筆界線、阿島甲596の3の西側筆界線、阿島甲596の3の北側筆界線、阿島甲596の5の西側筆界線、阿島甲596の7の北側筆界線、阿島甲596の7の東側筆界線、阿島甲596の5の東側筆界線、阿島乙138の3の東側筆界線、阿島乙138の3の南側筆界線、阿島乙138の3の西側筆界線、阿島甲596の6の南側筆界線、阿島甲596の2の南側筆界線、阿島甲595の東側筆界線、阿島甲592の1の東側筆界線、阿島川の東側線、阿島甲590の1の北側筆界線、阿島甲590の2の北側筆界線、阿島甲590の2の東側筆界線、阿島甲590の1の東側筆界線、阿島甲588の1の東側筆界線、阿島甲586の3の北側筆界線、阿島甲586の2の北側筆界線、阿島甲586の2の東側筆界線、阿島乙142の2の北側筆界線、阿島乙142の2の西側筆界線、阿島乙142の2の南側筆界線、阿島甲585の1の東側筆界線、護摩谷川の南側線、西之郷川の東側線並びにJ R予讃線の東側線で囲まれた区域</p>
<p>あしまよんしうめ 阿島四丁目</p>	<p>西之郷川の東側線、阿島川の北側線、阿島甲562の1の西側筆界線、阿島甲562の1の北側筆界線、阿島甲562の1の東側筆界線、阿島甲562の2の北側筆界線、阿島乙152の5の西側筆界線、阿島乙152の5の北側筆界線、阿島乙152の8の北側筆界線、阿島乙152の2の北側筆界線、阿島乙152の9の北側筆界線、阿島乙152の3の北側筆界線、阿島乙152の4の北側筆界線、阿島乙152の1の北側筆界線、阿島川の北側線、阿島乙154の11の北側筆界線、阿島乙154の8の北側筆界線、阿島乙154の1の北側筆界線、四国中央市との市境線、J R予讃線の北側線、長谷川の東側線、阿島乙173の1の南側筆界線、阿島乙173の20の南側筆界線、阿島乙173の20の西側筆界線、阿島乙173の21の南側筆界線、阿島乙173の24の東側筆界線、阿島乙173の24の南側筆界線、阿島乙173の24の西側筆界線、阿島乙173の23の西側筆界線、阿島乙173の16の西側筆界線、阿島乙173の3の南側筆界線、阿島乙173の25の南側筆界線、阿島乙173の17の南側筆界線、阿島乙173の19の南側筆界線、阿島乙173の19の西側筆界線、阿島乙173の32の西側筆界線、阿島乙173の32の北側筆界線、阿島乙173の32の東側筆界線、阿島乙173の16の北側筆界線、阿島乙173の15の北側筆界線、阿島乙173の1の西側筆界線、阿島乙173の29の北側筆界線、長谷川の西側線及びJ R予讃線の北側線で囲まれた区域</p>
<p>にないしう 荷内町</p>	<p>阿島乙122の1の西側筆界線、阿島乙123の7の南側筆界線、阿島乙123の7の西側筆界線、阿島乙123の4の西側筆界線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、阿島甲830の西側筆界線、阿島甲831の3の西側筆界線、阿島甲831の1の西側筆界線、阿島甲832の2の南側筆界線、阿島甲832の2の西側筆界線、阿島甲832の2の北側筆界線、阿島甲832の1の北側筆界線、阿島甲833、甲834、甲835、甲836、甲837、甲838及び甲839に隣接する水路である国有地の北側線、阿島甲845の1の西側筆界線、阿島甲845の1の北側筆界線、阿島甲845の2の北側筆界線、阿島甲845の1の北側筆界線、阿島甲845の1の東側筆界線、阿島甲844の1、甲844の2及び甲846に隣接する水路である国有地の北側線、阿島甲847の3の西側筆界線、阿島甲847の1の西側筆界線、阿島甲847の2の西側筆界線、阿島甲852、甲854及び甲856の1に隣接する水路である市有地の東側線、阿島甲857の北側筆界線、阿島甲857の東側筆界線、阿島乙6の西側筆界線、阿島乙16の5の西側筆界線、阿島乙7の2の西側筆界線、阿島乙7の2の北側筆界線、阿島甲873の1の西側筆界線、阿島乙16の3の南側筆界線、阿島乙9の2の南側筆界線、阿島甲873の2の東側筆界線、阿島甲873の2の南側筆界線、阿島甲877の1の東側筆界線、阿島甲883の1の北側筆界線、阿島甲883の2の北側筆界線、阿島甲885の北側筆界線、阿島甲884の北側筆界線、阿島甲884の東側筆界線、阿島甲884の南側筆界線、阿島甲885の南側筆界線、阿島乙18の1の西側筆界線、阿島乙18の1の南側筆界線、阿島乙18の3の東側筆界線、阿島乙19の東側筆界線、阿島乙25の3の東側筆界線、阿島乙25の3の南側筆界線、阿島乙25の1の西側筆界線、阿島乙25の1の南側筆界線、阿島乙20の2の南側筆界線、阿島甲998の西側筆界線、阿島甲999の2の西側筆界線、阿島甲999の1の西側筆界線、阿島甲1002の1の西側筆界線、阿島甲1003の1の西側筆界線、阿島甲1003の2の西側筆界線、阿島甲1004の西側筆界線、阿島甲1006の1の西側筆界線、阿島甲1006の1の北側筆界線、阿島甲1006の2の北側筆界線、阿島甲1006の2の東側筆界線、阿島甲1004の東側筆界線、阿島甲1005の1の北側筆界線、阿島甲1005の2の北側筆界線、阿島甲1005の2の東側筆界線、阿島甲1002の2の東側筆界線、阿島甲1001の3の東側筆界線、阿島甲1001の2の東側筆界線、阿島甲1001の6の東側筆界線、阿島甲1001の5の東側筆界線、阿島甲1000の3の東側筆界線、阿島甲1000の1の東側筆界線、阿島甲997の1の東側筆界線、阿島乙33の2の東側筆界線、阿島乙33の1の東側筆界線、阿島乙34の東側筆界線、阿島乙34の南側筆界線、阿島甲994の2の東側筆界線、阿島乙35の北側筆界線、阿島乙35の東側筆界線、阿島乙35の南側筆界線、阿島甲990の1の東側筆界線、阿島乙38の北側筆界線、阿島乙38の東側筆界線、阿島乙39の東側筆界線、阿島乙39の南側筆界線、阿島乙40の2の西側筆界線、阿島乙41の2の西側筆界線、阿島甲974の北側筆界線、阿島甲973の1の北側筆界線、阿島甲973の2の北側筆界線、阿島甲973の2の東側筆界線、阿島甲973の1の南側筆界線、阿島甲972の南側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の2の北側筆界線、阿島甲971の2の東側筆界線、荷内川の北側線、阿島乙44の1の北側筆界線、阿島乙44の2の北側筆界線、阿島乙44の2の東側筆界線、荷内川の北側線、阿島乙66の16の西側筆界線、阿島乙66の16の北側筆界線、阿島乙66の16の東側筆界線、阿島乙66の14の南側筆界線、阿島乙66の9の南側筆界線、阿島乙66の9の東側筆界線、阿島乙49の1の北側筆界線、阿島乙49の2の北側筆界線、阿島乙50の3の北側筆界線、阿島乙52の3の北側筆界線、阿島乙53の3の北側筆界線、阿島乙58の7の北側筆界線、阿島乙62の1の西側筆界線、阿島乙64の1の西側筆界線、阿島乙65の北側筆界線、阿島乙65の東側筆界線、阿島乙66の19の北側筆界線、阿島乙66の13の西側筆界線、阿島乙66の13の東側筆界線、阿島乙66の20の北側筆界線、阿島乙66の21の北側筆界線、阿島乙66の22の北側筆界線、四国中央市との市境線、阿島乙67の21の北側筆界線、阿島乙60の5の東側筆界線、阿島乙60の5の南側筆界線、阿島乙60の5の西側筆界線、阿島乙58の1の南側筆界線、阿島乙67の27の南側筆界線、阿島乙67の1の西側筆界線、阿島乙48の3の南側筆界線、阿島乙47の2の南側筆界線、阿島乙46の3の南側筆界線、</p>

	<p>阿島乙67の17の東側筆界線、阿島乙67の17の南側筆界線、阿島乙67の18の東側筆界線、阿島乙67の18の南側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、東福遍川の西側線、阿島乙67の37の南側筆界線、阿島乙67の37の西側筆界線、阿島乙67の30の南側筆界線、阿島乙67の16の東側筆界線、阿島乙67の16の南側筆界線、阿島乙67の16の西側筆界線、阿島甲969の西側筆界線、阿島乙69の2の南側筆界線、阿島甲965の2の南側筆界線、阿島甲959の南側筆界線、阿島乙69の5の南側筆界線、主要地方道壬生川新居浜野田線の南側線、阿島甲938の3の南側筆界線、阿島甲936の1の南側筆界線、阿島甲936の2の東側筆界線、阿島甲936の2の南側筆界線、阿島甲936の2の西側筆界線、阿島甲936の1の西側筆界線、阿島甲936の3の西側筆界線、阿島甲936の4の西側筆界線、宮ノ谷川の南側線、阿島甲935の西側筆界線、阿島甲935の北側筆界線、阿島甲934の2の北側筆界線、阿島甲932の西側筆界線、阿島甲923の2の南側筆界線、阿島甲923の1の南側筆界線、阿島甲921の南側筆界線、阿島甲915の2の南側筆界線、阿島甲914の南側筆界線、阿島甲913の2の南側筆界線、阿島甲913の1の南側筆界線、阿島甲912の南側筆界線、阿島甲912の西側筆界線、阿島甲911の南側筆界線、阿島甲905の2の東側筆界線、阿島甲905の2の南側筆界線、阿島甲905の3の南側筆界線、阿島甲905の4の南側筆界線、阿島甲905の1の南側筆界線、阿島甲905の5の西側筆界線、阿島甲904の4の西側筆界線、阿島甲902の2の南側筆界線、阿島甲902の2の西側筆界線、荷内川の南側線、阿島甲789の東側筆界線、阿島甲789の南側筆界線、阿島甲789の西側筆界線、阿島甲791の1の西側筆界線、阿島甲788の2の西側筆界線、阿島甲788の2の西側筆界線、阿島甲786の2の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲784の南側筆界線、阿島甲783の2の東側筆界線、阿島甲782の1の東側筆界線、阿島甲782の2の東側筆界線、阿島甲780の1の東側筆界線、阿島甲780の4の東側筆界線、阿島甲780の2の東側筆界線、阿島甲780の5の東側筆界線、阿島甲780の3の東側筆界線、阿島甲779の2の東側筆界線、阿島甲777の1の北側筆界線、阿島甲777の1の東側筆界線、阿島甲776の東側筆界線、阿島甲775の東側筆界線、阿島甲772の東側筆界線、阿島甲772の南側筆界線、阿島甲771の2の南側筆界線、阿島甲769の南側筆界線、阿島甲769の西側筆界線、阿島甲768の西側筆界線、阿島甲759の西側筆界線、福遍川の南側線、阿島甲752の南側筆界線、阿島甲751の1の南側筆界線、阿島甲750の2の東側筆界線、阿島甲750の4の東側筆界線、阿島甲750の1の東側筆界線、阿島甲750の1の南側筆界線、阿島甲750の1の西側筆界線、阿島甲744の1の南側筆界線、西福遍川の西側線、阿島乙99の南側筆界線、阿島乙99の西側筆界線、阿島乙100の6の南側筆界線、阿島乙100の6の西側筆界線、阿島乙101の7の南側筆界線、阿島乙101の7の西側筆界線、阿島甲732の南側筆界線、阿島甲731の1の南側筆界線、阿島甲730の1の南側筆界線、阿島甲730の1の西側筆界線、阿島甲730の2の西側筆界線、阿島乙103の1の南側筆界線、阿島乙103の1の西側筆界線、阿島乙121の8の南側筆界線、阿島乙121の6の東側筆界線、阿島乙121の6の南側筆界線、阿島乙121の7の南側筆界線、阿島乙104の1の南側筆界線、阿島乙105の1の南側筆界線、阿島乙106の1の南側筆界線、阿島乙121の2の東側筆界線、阿島乙121の2の南側筆界線、阿島乙120の2の南側筆界線、阿島乙121の1の南側筆界線、阿島乙122の4の東側筆界線、阿島乙122の4の南側筆界線並びに阿島乙122の1の南側筆界線で囲まれた区域</p>
<p>くろしまいっちめ 黒島一丁目</p>	<p>黒島930の110から930の113までに隣接する道路である国有地の西側線、黒島930の113の西側筆界線、黒島930の113の北側筆界線、市道東港東浜筋線の東側線並びに黒島930の1、930の116、930の119から930の129まで、930の114、930の113及び930の110に隣接する道路である国有地の南側線で囲まれた区域</p>
<p>くろしまにちめ 黒島二丁目</p>	<p>市道東港東浜筋線の東側線、黒島548の北側筆界線、黒島578の1の北側筆界線、黒島583の北側筆界線、黒島585の北側筆界線、黒島588の1の北側筆界線、黒島595の北側筆界線、黒島629の1の北側筆界線、黒島629の1の東側筆界線、黒島628の東側筆界線、黒島665の東側筆界線、黒島665の南側筆界線、黒島648の南側筆界線、黒島647の南側筆界線、黒島623の南側筆界線、黒島407の2の東側筆界線、黒島702の北側筆界線、黒島700の北側筆界線、黒島700に隣接する道路である市有地の東側線、黒島694から696までに隣接する道路である市有地の北側線、黒島694の東側筆界線、黒島694の南側筆界線、黒島697の東側筆界線、黒島779の1の東側筆界線、黒島779の2の東側筆界線、黒島779の3の東側筆界線、黒島778の3の北側筆界線、黒島803の1に隣接する道路である市有地の西側線、黒島803の1の北側筆界線、黒島804の北側筆界線、黒島806の北側筆界線、黒島832の北側筆界線、黒島841の西側筆界線、黒島842の西側筆界線、黒島842の北側筆界線、黒島843の北側筆界線、黒島843の東側筆界線、黒島844及び847に隣接する道路である市有地の東側線、黒島882の北側筆界線、黒島881の北側筆界線、黒島880の北側筆界線、黒島880及び886に隣接する道路である市有地の北側線、黒島886の東側筆界線、黒島887の東側筆界線、黒島898、900の1、900の2及び901に隣接する道路である市有地の北側線、黒島8の4の西側筆界線、黒島7の1の西側筆界線、黒島5の西側筆界線、黒島4の西側筆界線、黒島3の西側筆界線、黒島2の西側筆界線、黒島1の西側筆界線、黒島1に隣接する道路である国有地の北側線、黒島1に隣接する道路である国有地の東側線、黒島6の1の東側筆界線、黒島6の2の東側筆界線、黒島6の3の東側筆界線、市道黒島東通り線の東側線、黒島11の1、11の2及び12に隣接する道路である国有地の東側線、黒島14の東側筆界線、黒島44の3の北側筆界線、黒島44の3の東側筆界線、黒島44の3の南側筆界線、黒島45の1の東側筆界線、黒島45の1の南側筆界線、黒島45の1の西側筆界線、黒島45の5の南側筆界線、黒島45の4の東側筆界線、黒島45の4の南側筆界線、黒島45の4の西側筆界線、黒島45の4の北側筆界線、黒島45の5の西側筆界線、黒島944の南側筆界線、黒島945の南側筆界線並びに黒島945の西側筆界線で囲まれた区域</p>

○愛媛県告示第1192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、新居浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、平成18年10月1日から効力を生ずる。

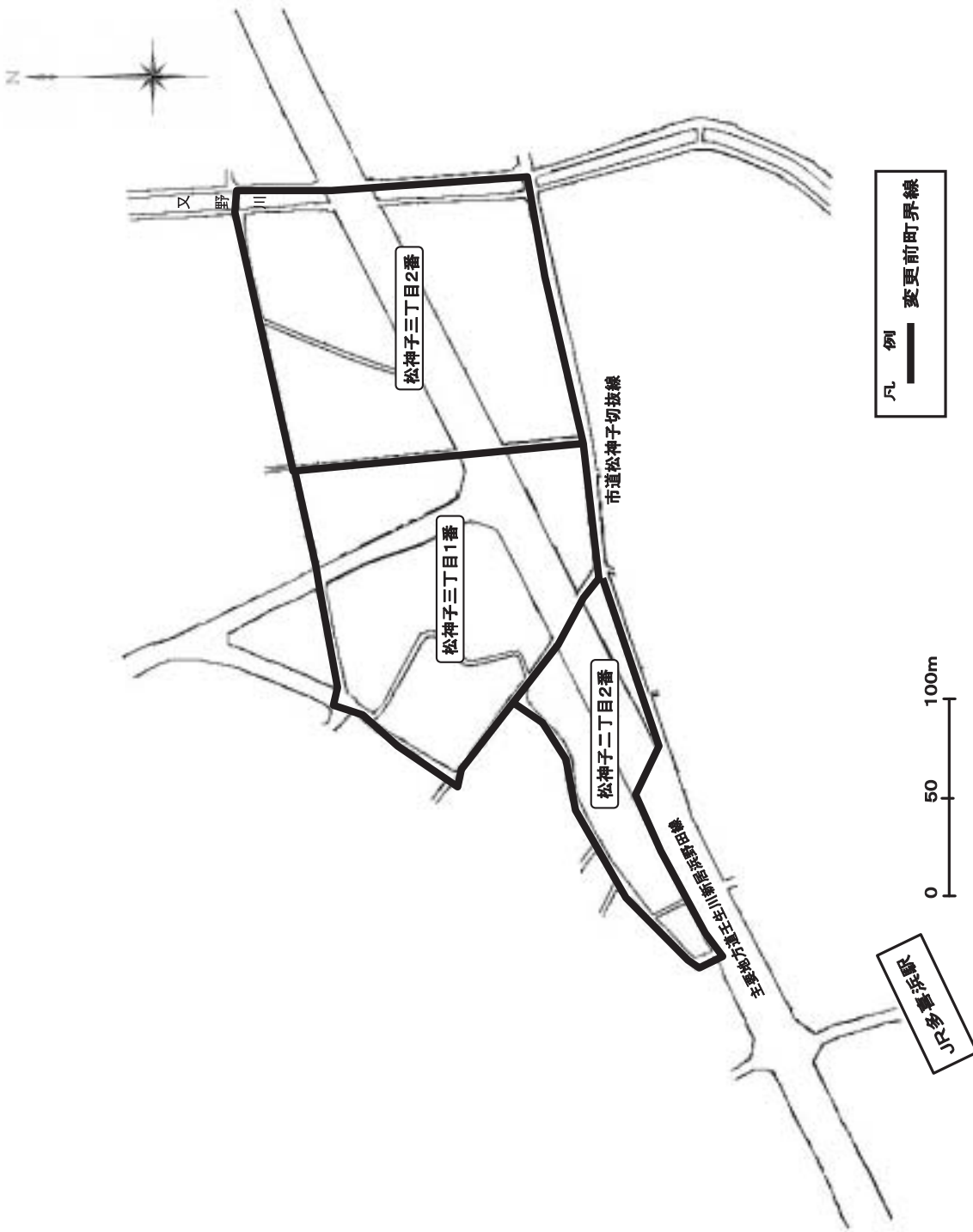
平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を変更する。

別図 1

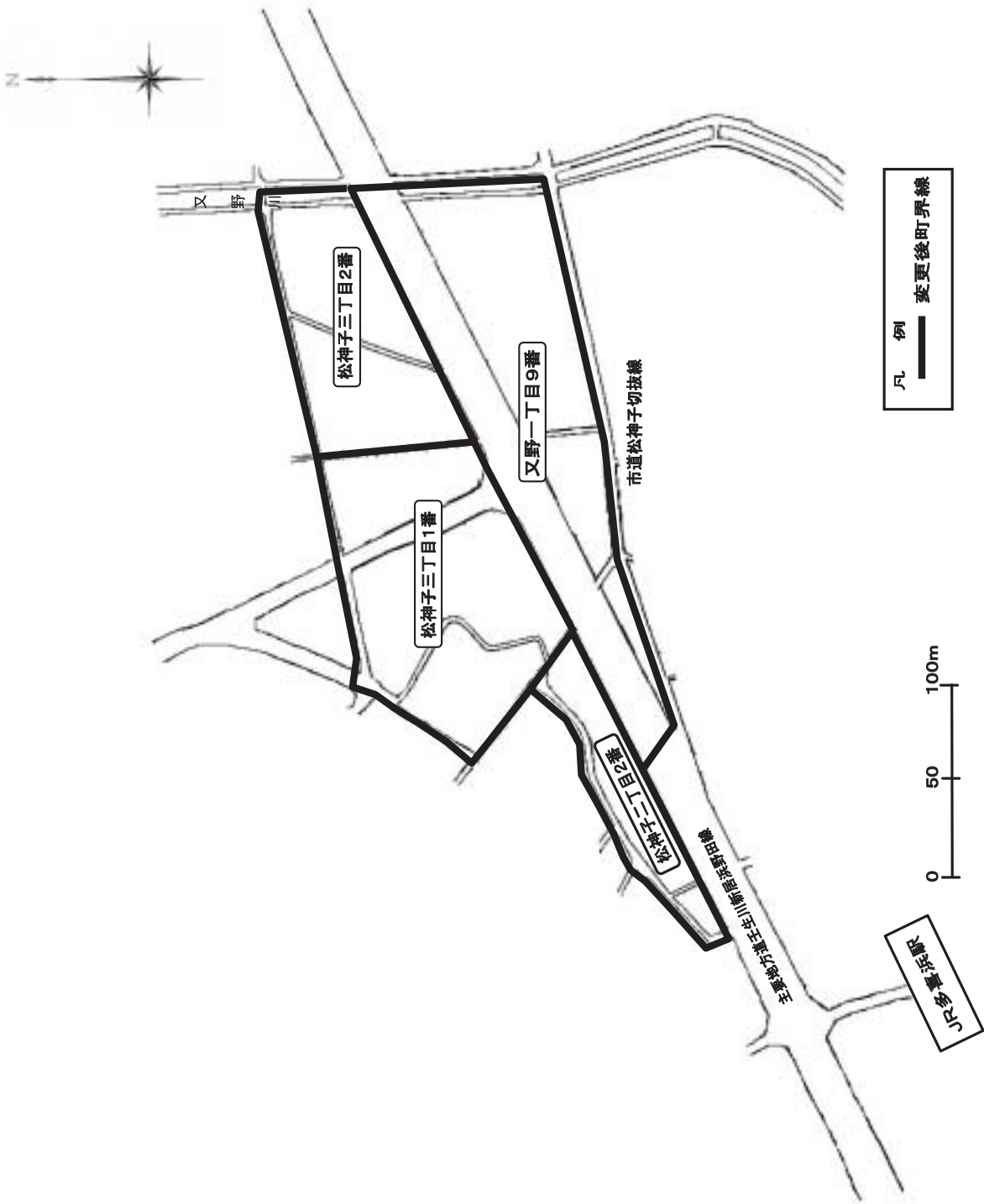
実施区域及び現町界図



別図 2

新町界図

(新町界は、別表のとおり)



別 表

町の名称	左 記 の 区 域 に 編 入 す る 区 域
またの いっしょうめ 又野一丁目	主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、市道松神子切抜線の北側線及び又野川の東側線で囲まれた区域

○愛媛県告示第1193号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
プログラム・プロダクト一式	愛媛県企画情報部管理 局情報政策課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	平成18年 6月16日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	2,744,385円 (月額貸借料)	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第10条 第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第1194号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下三谷勢伏地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下三谷勢伏地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年 8月14日から 9月 8日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下三谷原地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成18年 8月14日から 9月 8日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第1195号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下三谷原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項に

○愛媛県告示第1196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・津布理地区）の施行を平成18年 8月 1日認可した。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成18年 8月 1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧共第174号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合	平成18年 5月12日付け愛媛県 告示第728号のとおり	平成18年 8月 1日から 平成26年 3月31日まで
燧共第175号	〃	〃	〃
燧共第176号	〃 外 3名	〃	〃
宇区第248号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外 1名	平成18年 3月28日付け愛媛県 告示第463号のとおり	〃

燧特区第136号	今治市宮窪町宮窪2700 宮窪町漁業協同組合	"	平成18年 8月1日から 平成21年 3月31日まで
宇特区第388号	南宇和郡愛南町舗越166番地 3 愛南漁業協同組合	"	"
宇特区第389号	"	"	"

○愛媛県告示第1198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、共同漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 燧共第 177号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から 12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から 10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	"
"	まてがい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	かき漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から 翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から 12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	雑魚建網漁業	"

"	雑魚小型定置網 漁業	"
---	---------------	---

(イ) 漁場の位置 今治市波方町地先

(ウ) 漁場の区域

Aから今治市小島北方白石の磯（白岩）見通し線とBから広島県齋島東北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、C A及びA Dの2直線と波方港北防波堤以内の区域並びにE イ、ウ、ウエ及びエオの4直線以内の区域並びにF カ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線以内の区域を除く。

- 基点 A 今治市波方町動仙鼻
 B 今治市波方町錨掛鼻
 C 今治市波方町波方甲2264番地の38東角標識（宮の下物揚場）
 D 今治市波方町波方甲2622番地の17の東角から波方港北防波堤突端の方向へ防波堤に沿って139メートルの標識
 E 今治市波方町宮崎字番所乙330番地の1の標識（北緯34度07分16秒・東経132度54分51秒）
 F 今治市波方町波方甲1614番地の3の標識（北緯34度07分16秒・東経132度57分33秒）

- 点 ア Cから20度155メートルの点
 イ Eから0度146メートルの点
 ウ イから259度123メートルの点
 エ ウから273度1251メートルの点
 オ エから197度259メートルの点（今治市波方町宮崎字番所乙206番地の標識）
 カ Fから32度55メートルの点
 キ カから122度80メートルの点
 ク キから32度70メートルの点
 ケ クから122度90メートルの点
 コ ケから32度35メートルの点
 サ コから122度252メートルの点
 シ サから186度173メートルの点（今治市波方町波方甲1609番地の12地先の標識）

ウ 関係地区 今治市波方町

(2) ア 免許番号 宇区第 249号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町田之浜地先
- (ウ) 漁場の区域
 - A ア、アイ及びイ B の3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域
 - 基点 A 宇和島市津島町田之浜八ガマの鼻
 - B 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻
 - 点 ア Aから宇和島市津島町成由良小学校本校体育館東端見通し250メートルの点
 - イ Bから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(3) ア 免許番号 宇区第250号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町田之浜地先
- (ウ) 漁場の区域
 - アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
 - 基点 A 宇和島市津島町田之浜真浦護岸沿い南端から北へ70メートルの標識
 - B Aから護岸沿い北へ152メートルの標識
 - 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシデノ鼻見通し70メートルの点
 - イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシデノ鼻見通し180メートルの点
 - ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し210メートル
 - エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し95メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(4) ア 免許番号 宇区第251号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町田風地先
- (ウ) 漁場の区域
 - A ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキ C の8直線及びA C間の最大低潮時海岸線から10メートル

- の線とによって囲まれた区域
- 基点 A 宇和島市津島町田風120番地東上榎一住宅北東角
- B 宇和島市津島町田風126番地清家太住宅中央護岸標識
- C 宇和島市津島町田風曾根殿神社前護岸標識
- D 宇和島市津島町田風丸バエの鼻
- E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻
- 点 ア Aから宇和島市津島町北灘黒八エの鼻見通し240メートルの点
- イ Bから宇和島市津島町北灘黒八エの鼻見通し270メートルの点
- ウ Bから宇和島市津島町北灘黒八エの鼻見通し425メートルの点
- エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し300メートルの点
- オ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点
- カ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し80メートルの点
- キ Cから宇和島市津島町田風外浦防波堤先端見通し70メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(5) ア 免許番号 宇区第252号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先
- (ウ) 漁場の区域
 - A ア、アイ、イウ及びウ C の4直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域及びB C間の最大低潮時海岸線から32メートルの線とによって囲まれた区域
 - 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標
 - B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩
 - C 宇和島市津島町弁天の岩
 - 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点
 - イ Bから宇和島市津島町平井長瀬424番地1下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設中央見通し164メートルの点
 - ウ Cから宇和島市漁家仏崎見通し150メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(6) ア 免許番号 宇区第 253 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端から西へ直線距離60メートルの標識

B 宇和島市津島町須下寺崎と長畑との境界線寺崎側2番排水口

点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島見通し260メートルの点

イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島見通し270メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(7) ア 免許番号 宇特区第 390 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり・真珠貝養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市蔭淵 378 番地崩の浦鼻突端

B 宇和島市蔭淵 295 番地刈又護岸北東端

点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートルの点

イ Bから125度150メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市蔭淵

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(8) ア 免許番号 宇特区第 391 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり・真珠貝養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町嵐地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域

ただし、宇区第 149 号の漁業権漁場区域を除く。

基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻橋橋東北角

B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻

点 ア Aから宇和島市津島町嵐慶ヶ浦 131 番地西角見通し50メートルの点

イ Bから宇和島市津島町嵐 676 番地(寄宿舍)西角見通し110メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(9) ア 免許番号 宇特区第 392 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり養殖業	1月1日から 5月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域

ただし、宇区第 149 号の漁業権漁場区域を除く。

基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端

B Aから西へ直線距離600メートルの標識

点 ア Aから宇和島市津島町北灘柏崎突端見通し280メートルの点

イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し260メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

(10) ア 免許番号 宇特区第 393 号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町脇地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びイアの5直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町田風広浦

B 宇和島市津島町田風中瀬の標識

点 ア Aから35度58分110メートルの点

イ Aから56度45分125メートルの点

ウ Aから82度30分85メートルの点

エ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通

- し50メートルの点
- オ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し100メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (11) ア 免許番号 宇特区第394号
- イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町脇地先
- (ウ) 漁場の区域
 - アイ、イウ、ウエ、オカ、カキ、キア及びエCの7直線とC B間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域
 - 基点
 - A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻
 - B 宇和島市津島町田風中瀬の標識
 - C 宇和島市津島町田風広浦の護岸東端
 - D 宇和島市津島町田風広浦
 - 点
 - ア Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し20メートルの点
 - イ Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し200メートルの点
 - ウ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し270メートルの点
 - エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し280メートルの点
 - オ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し110メートルの点
 - カ Dから356度58分110メートルの点
 - キ Dから50度125メートルの点

- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (12) ア 免許番号 宇特区第395号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先
- (ウ) 漁場の区域
 - アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域
 - 基点
 - A 宇和島市津島町竹ヶ島竹ヶ島漁港竹ヶ島小学校前旧防波堤突端
 - B 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海岸ケーブル敷設指示標
 - C 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩
 - D 宇和島市津島町竹ヶ島弁天の2番岩
 - 点
 - ア Aから77度30分100メートルの点
 - イ Bから153度134メートルの点
 - ウ Cから宇和島市津島町平井下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設見通し164メートル
 - エ Dから宇和島市津島町漁家仏崎見通し150メートルの点
 - オ Dから宇和島市津島町漁家仏崎見通し345メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- 2 免許予定日 平成19年1月1日
- 3 申請期間 平成18年8月11日から平成18年11月10日まで
- 4 存続期間
 - (1) 共同漁業権、区画漁業権 平成19年1月1日から平成26年3月31日まで
 - (2) 特定区画漁業権 平成19年1月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第1199号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に基づき、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部愛南水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八倉松前線	伊予市上野字要79番2から 伊予郡松前町大字鶴吉字拂川782番2まで	旧	メートル 4.4~20.0 9.6~52.4	キロメートル 0.798 0.816	
			新	9.6~52.4	0.816	

○愛媛県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	伊予市上野字田中72番3から 同市上野字藤ノ木141番3まで	平成18年 8月11日
"	八倉松前線	伊予市上野字要79番13から 伊予郡松前町大字鶴吉字拂川781番5まで	"

○愛媛県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市菅沢町乙427番10から 同町甲800番4まで	平成18年 8月11日
"	"	松山市菅沢町甲792番5	"
"	"	松山市菅沢町甲792番5から 同町甲792番4まで	"

○愛媛県告示第1203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
伊予三島都市計画区域、川之江都市計画区域及び土居都市計画区域

○愛媛県告示第1204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第19号 平成18年7月27日	東温市牛渕字大畑1491番1	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社ミツワ都市開発 代表取締役 佐伯教義

○愛媛県告示第1205号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市東若宮8番1

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲690番地1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1206号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市東若宮9番8

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲690番地1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1207号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市東若宮10番2

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲690番地1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1208号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市東若宮13番4

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲690番地1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1209号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市東若宮14番2、14番3及び14番4

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲690番地1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

ロータリースクリーンコーターの購入

(2) 購入物品名及び数量

ロータリースクリーンコーター1式(使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年3月30日

(5) 納入場所

紙産業研究センター

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限

平成18年 9月21日(木) 午後 2 時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成18年 9月21日(木) 午後 2 時

愛媛県庁舎 第二別館 1 階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Rotary Screen Coating Machine , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 21 September 2006

- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156